

事務連絡
平成28年3月14日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 殿

消防庁予防課

「アーケードの取扱いについて」の位置づけ等について

平素より消防行政に関する御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「昭和30年2月1日発出の通達「アーケードの取扱いについて」に関し、文書の位置付けが技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知する。その際、当該技術的助言が法的拘束力を有していないことを表す例を紹介する。」とされております。

当該通達は、消防法第7条に規定する同意に際しての考え方を示したのですが、これは消防組織法第37条に基づく助言であり、法的拘束力を有していないことを念のためお知らせします。また、参考として、当該通達によらずアーケードが設置された事例を別紙のとおり紹介します。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、国土交通省住宅局建築指導課から各都道府県建築行政担当課宛てに、警察庁交通局交通規制課から各都道府県警察宛てに、別添1及び2のとおり、それぞれ事務連絡が発出されている旨、併せて申し添えます。

<連絡先>

消防庁予防課予防係 齋藤（将）、岡

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

E-mail h.oka@soumu.go.jp

高松市(建築部局・消防部局)による「アーケードの取扱いについて(昭和30年2月通知)」の解釈事例

1. 網入ガラス以外のガラスを使用した屋根

【通知内容】屋根には網入ガラス以外のガラスを用いないこと

【代替措置】合わせガラス(右図①)を用いた

【考え方】破損した場合の飛散状況等を検討し、破損しても飛散しないことが確認されたことから、網入ガラス以外のガラスを使用した場合であっても十分安全性が確保できると判断

2. 延長50m超の間隔で断層部等を設けた屋根

【通知内容】屋根には、アーケードの延長50m以下毎に断層部等を設けること

【代替措置】アーケードの屋根と側面建築物との間に、外気に十分に解放された隙間(右図②)を設けることで、屋根に設ける断層部(右図③)の間隔を50m超とした

【考え方】屋根に設ける断層部(間隔50m超)と、アーケードの屋根と側面建築物との間の隙間の両方で、十分な開放性を有していることから、消防上支障がないと判断

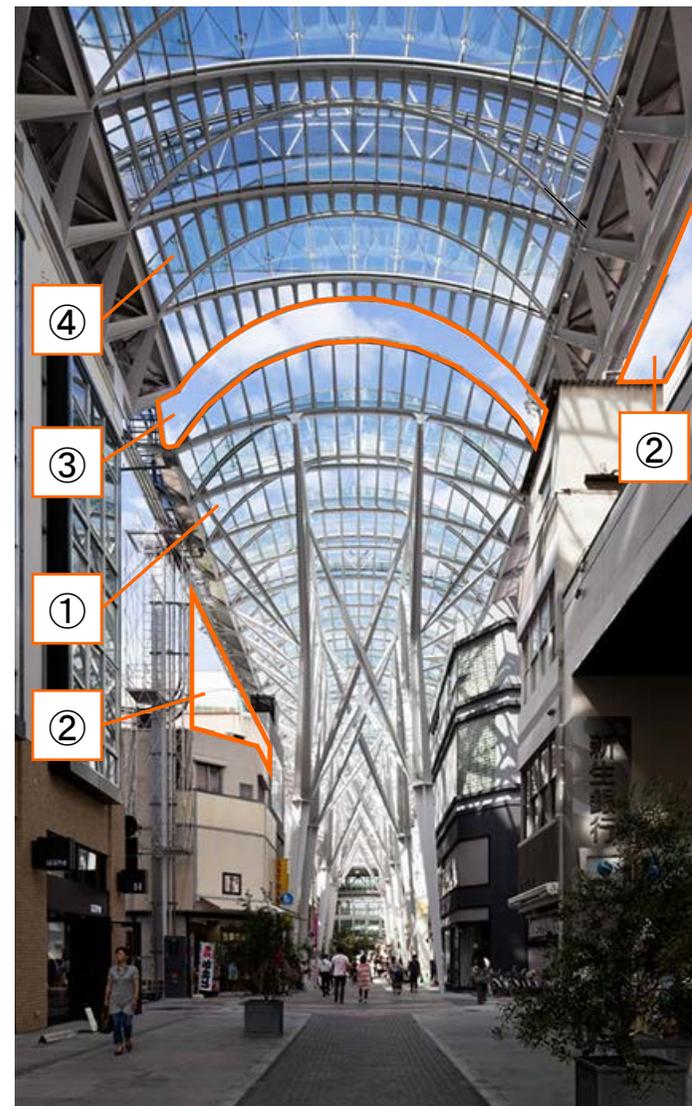
3. 常時開放部分が幅員の1/8未満の屋根

【通知内容】屋根面は、全長にわたってアーケードの幅員の1/8以上を常時開放すること

【代替措置】一定間隔で屋根ガラスを持ち上げ、隙間をつくる越屋根形式(右図④)を採用し、さらに、アーケードの屋根と側面建築物との間に、外気に十分に開放された隙間(右図②)を設けた

【考え方】越屋根の隙間及びアーケードの屋根と側面建築物との間に、十分な開放性を有していることから、屋根面の常時開放部分が幅員の1/8未満であっても、換気・排煙上支障がないと判断

所在地：香川県高松市丸亀町



事務連絡
平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県建築行政担当課 あて

国土交通省住宅局建築指導課

「アーケードの取扱いについて」の位置づけ等について

平素より建築行政に関するご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「昭和 30 年 2 月 1 日発出の通達「アーケードの取扱いについて」に関し、文書の位置づけが技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知する。その際、当該技術的助言が法的拘束力を有していないことを表す例を紹介する。」とされております。

地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて（国住総第 15 号平成 13 年 2 月 19 日住宅局長通知）において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、機関委任事務及びその処理に関する国の包括的指揮監督権限が廃止されたことから、機関委任事務の処理に関し拘束力のあるものとして地方公共団体に発出した通達はその根拠を失っていることを通知したところですが、「アーケードの取扱いについて」が技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知いたします。参考として、「アーケードの取扱いについて」によらず設置された事例を別紙のとおり紹介します。

貴職におかれては、管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知していただくようお願い申し上げます。

なお、消防庁予防課から各消防本部宛てに、警察庁交通局交通規制課から各都道府県警察宛てに、別添 1 及び 2 のとおり、それぞれ事務連絡が発出されている旨、併せて申し添えます。

<問合せ先>

国土交通省住宅局建築指導課 大木、高梨

TEL 03-5253-8111（内 39-538、39-529）

FAX 03-5253-1630

別添2

原議保存期間 1 年未滿
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長 殿

事 務 連 絡
平 成 2 8 年 3 月 1 4 日
警察庁交通局交通規制課理事官

アーケードの取扱いに関する通達の位置付け等について

アーケードの設置基準については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日付け国消発72号、発住5号、警察庁発備2号）により示されているところ、この度、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、当該文書の位置付けが技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知することとされ、本日、国土交通省住宅局建築指導課から各都道府県建築行政担当課宛てに、総務省消防庁予防課から各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部宛てに、それぞれ事務連絡（別添1及び2参照）が発出されたことから、通知する。

なお、同通達において都道府県警察が留意すべき事項については、従前どおり交通管理上必要な対応を行うこと。